射水市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第10号

射水市印鑑条例の一部を改正する条例

射水市印鑑条例(平成17年射水市条例第110号)の一部を次のように改 正する。

第5条第4項第1号中「第17条において」を「以下」に改める。

第16条第1項中「提示して」を「添えて、書面により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。次条において同じ。)が記録された個人番号カードを添えて、暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。)を入力することにより申請した場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第17条中「(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)」を削る。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。